

令和 6 年 3 月 2 7 日

令和 6 年第 1 回岬町議会定例会

第 3 日会議録

令和6年第1回（3月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和6年3月27日（水）午前10時分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 11名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司
副 町 長 中 口 守 可	まちづくり戦略室理事者 (企画地方創生担当)	新 堀 満
副 町 長 上 田 隆	危機管理監 兼危機管理担当課長	寺 田 晃 久
教 育 長 古 橋 重 和	総務部理事 兼財政改革部理事	栞 山 信 幸
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	しあわせ創造部	辻 里 光 則
川 端 慎 也	総 括 理 事	
総 務 部 長	しあわせ創造部理事	松 本 啓 子
西 啓 介		
会計管理者		
財政改革部長 相 馬 進 祐	都市整備部理事	吉 田 一 誠
	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	
しあわせ創造部長 松 井 清 幸		岩 田 圭 介
都市整備部長 奥 和 平		
教 育 次 長 小 川 正 純		
まちづくり戦略室理事 兼町長公室担当 (人事担当) 課長		
廣 田 尚 司		

○本会の書記は次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 増 田 明

議 会 事 務 局 係 長 池 田 雄 哉

○会 期

令和6年3月5日から3月27日（23日）

○会議録署名議員

11番 瀧 見 明 彦

6番 大 里 武 智

議事日程

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 三常任委員長報告 |
| 日程第 2 議案第45号 | 町道路線の廃止及び認定について |
| 日程第 3 議案第46号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 議案第47号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 議案第48号 | 岬町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 6 議案提出議員第1号 | 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める
意見書 |
| 日程第 7 議案提出議員第2号 | 岬町議会委員会条例の一部改正について |

(午前10時45分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第1回岬町議会定例会、3日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

3月6日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

はじめに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、道工晴久君。

○道工晴久事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をさせていただきます。

3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました8件の案件については、3月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、報告をさせていただきます。

なお、質疑応答等、詳細な内容につきましては、配付させていただいております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第3号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり質疑応答があり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第16号、令和6年度岬町下水道事業会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第17号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第19号、岬町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第20号、岬町下水道事業の利益等の処分に関する条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第23号、岬町基金条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第24号、岬町手数料条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された議案について、私の委員長報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、坂原正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました12件の案件については、3月12日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、報告いたします。

なお、質疑応答など詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、ご参照のほど、よろしくお願いいたします。

議案第3号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第4号、令和5年度、岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第5号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第10号、令和6年度、岬町国民健康保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第11号、令和6年度、岬町後期高齢者医療特別会計予算については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第12号、令和6年度、岬町介護保険特別会計予算については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第21号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第25号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第26号、岬町介護保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第29号、岬町土砂等による土地の埋立て、盛土または堆積行為の規則に関する条例の廃止については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であります。当委員会に付託された12議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、早川 良君。

○早川 良総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました11件の案件については、3月14日

に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いします。

議案第3号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第7号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第8号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第13号、令和6年度岬町淡輪財産区特別会計予算についてから、議案第15号、令和6年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの3件は、一括議題とし、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第18号、岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第22号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第27号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第28号、岬町非常勤消防団員に関わる退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された11議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうから、令和6年度一般会計予算に対する組替動議を提出いたします。

○竹原伸晃議長 ただいま谷地泰平君より、令和6年度一般会計予算に対する動議が提出されました。

内容につきまして、一般会計予算の組替えを求める動議でしたね。

それでは、この動議に賛成者の確認を行います。

この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

(「賛成」の声あり)

○竹原伸晃議長 確認できました。

この動議は、所定の発議者以外1名の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩し、取扱いを協議していただきたいと思います。

休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど谷地泰平君から提出された、令和6年度一般会計予算に対する組替えを求める動議については、この後の議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算の議題に入った際に、改めて取り扱うことといたします。

それでは、総務文教委員長の報告に対し質疑を行っていたところで止まっておりましたので、これを再開したいと思います。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第3号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第10次)について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第3号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、令和5年度岬町後期後継者医療特別会計補正予算（第3次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算についてを議題とします。

本件については、谷地泰平君から予算の組替えを求める動議が提出されました。提出された動議の写しは、お手元に配付しております。

それでは、提出者の説明を求めます。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま議題となりました、令和6年度一般会計予算の組替えを求める動議に関して、その趣旨をご説明いたします。

まずは、組替えを求める理由について述べます。

高齢化、人口減少の急速な進行により、本町においてもかなり厳しい財政状況に陥っています。そんな中、近年の物価高騰により、住民の生活はより厳しさを増しており、さらなる住民の負担軽減が求められています。そのため、事業実施にあたっては、これまで以上にその必要性、有効性、優先度、費用対効果などを考え、慎重に判断する必要があります。

このような観点から、令和6年度一般会計予算の一部の事業においては、中止及び再検討が必要であり、これに代わって早急に実施すべき事業の追加を行うため、予算の組替え動議を提出いたします。

次に、組替え案の概要について、ご説明いたします。

まず、第一に、歳出の減額についてです。

一つ目として、移住定住促進PR番組制作放送事業726万円。こちらの事業の見直しを行います。

移住定住促進PR番組制作放送事業は、令和4年度から2年間実施しており、既に14本のPR番組を制作しています。しかし、総務文教委員会の場合でも確認させていただきましたが、十分な効果検証や、既存のPR動画の有効活用ができていない状況です。

また、ユーチューブで配信されている既存のPR動画の再生回数も伸び悩んでいます。そのため、追加のPR番組制作は中止し、まずは効果検証と、既存のPR動画の有効活用を進めるべき

と考えます。

二つ目としては、町道宮下連絡線整備事業970万円。こちらの事業においては、再度、慎重審議を行った上で、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度当初予算において、測量設計の費用として970万円が計上されておりますが、実際に拡幅工事を実施するとなると、数千万円以上の大規模工事になることが予想されます。

本事業の目的は、災害時の安全性、利便性の向上を図るためとされていますが、事業委員会では、工事予定箇所の地図や、ハザードマップなどの資料も示されておらず、事業の必要性について十分な審議がなされたとは言い難いです。

また、多奈川小学校から理智院等の避難所への道路としては、令和元年12月に町道多奈川歴史街道線が開通したばかりです。それに、令和5年3月に作成された津波ハザードマップでは、南海トラフを震源地とする最大クラスの地震が発生した場合に、想定される津波浸水想定区域が掲載されておりますが、多奈川小学校は、浸水想定区域になっていません。

また、洪水、土砂災害ハザードマップでは、多奈川小学校は0.5メートル以上、3メートル未満の浸水想定区域となっておりますが、理智院付近は土砂災害特別警戒区域となっております。

このように、本事業においては、その必要性や優先度といった観点からも、審議が不十分であると考えますので、再度、慎重に審議を行う必要があると考えます。

次に、第2、歳出の増額についてです。

一つ目として、淡輪小学校への電車通学補助事業を追加します。

こちらについては、先般、早川議員も一般質問において提案されておりますが、令和4年度、令和5年度の子ども・子育て会議にて、保護者の方から2度も要望があった件です。

私も、令和4年度の子ども・子育て会議を傍聴し、そのときから担当課に相談しておりました。

現在、孝子駅及びみさき公園駅から淡輪小学校への電車通学は自己負担であり、定期代は年間数万円かかり、家庭によってはかなり大きな負担となっております。

これに対して、多奈川小学校へ一部地域から通う児童に対しては、スクールバスが提供されており、無料で利用することができます。そのため、淡輪小学校への電車通学に対しても、全額補助を行い、家計への負担軽減を図るとともに、学校間の通学費負担における公平性を確保する必要があると考えます。

なお、小学生の定期代は、孝子駅から淡輪駅までは6カ月定期で1万780円。みさき公園駅から淡輪駅までは、6カ月定期で5,400円です。現在は、孝子駅、みさき公園駅からの電車通学の児童は84名と伺っており、6カ月定期で計算すると、合計99万3,280円です。

二つ目として、猫捕獲器貸出事業を追加します。

岬町では、令和4年11月から公益財団法人動物基金のさくらねこ無料不妊事業行政枠に参加し、町内において地域猫活動を行っているボランティア団体に、無料不妊手術チケットの交付を行っています。しかし、この事業におけるボランティア団体の活動の障壁の一つが、猫の捕獲です。

さくらねこ無料不妊事業においては、先般の大里議員の一般質問や、厚生委員会にて、中原議員からもボランティア団体の活動をサポートするよう要望がありました。また、猫捕獲器の無料貸出については、以前、住民の方が直接役場に来られて、要望もされました。

先日、担当課に確認したところ、現在も、アライグマ捕獲器の無料貸出は行っており、猫捕獲器さえ購入できれば、対応可能とのことでした。

猫捕獲器は、恐らく1万円程度で購入できます。そのため、すぐにでも猫捕獲器を購入し、無料貸出を行うべきと考えます。

三つ目は、岬町立小中学校の将来構想検討委員会の設置を追加します。

少子化により、町内の小・中学校の児童生徒は年々減少しており、さらに深刻化することが予想されます。

こういった中、多くの自治体において、子どもたちにとって、望ましい教育環境についての検討が行われ、学校統合、小中一貫校、義務教育学校などの再編・整備が進められております。

先般の道工議員の一般質問でもありましたし、以前から、多くの議員からも、学校統合について、早急に検討すべきとの意見が述べられています。

検討から再編・整備までは、かなり時間がかかります。ほかの自治体の事例を見ても、5年以上、長ければ10年以上かかっているところもあります。そのため、速やかに検討委員会を設置し、検討を始めるべきと考えます。

最後に、第三に、基金積立の増額を図ります。

財政調整基金は、年々取り崩して目減りしており、令和6年度末現在高見込みでは、1億2,447万2,000円となっており、全国的に見てもかなり低い金額です。

総務省が公表している基金残高等一覧においては、令和3年度末残高にはなりますが、1億円未満の自治体は、1,741自治体中7団体だけです。一番少ないのは、岡山県西栗倉村の1億1,500万円です。

令和4年度決算額においては、大阪府で10億円を下回っているのは阪南市と岬町だけです。

また、大規模地震が発生した際には、庁舎は倒壊する危険性があるため、令和4年3月に庁舎

整備基金を設置しましたが、令和5年度末現在高見込みで、8,600万1,000円という状況であり、このペースだと、積立目標金額の10億円まで、10年以上かかってしまいます。そのため、持続的な財政運営や、早急な庁舎整備を進めるためにも、基金積立の増額を図る必要があると考えます。

以上が組替案の概要であります。

議員の皆様におかれましては、厳しい財政状況、物価高騰などにより、厳しさを増す住民の生活、今後の岬町の将来を考え、今やるべき事業は何なのかをしっかりと考えていただき、本動議に賛成いただくようお願いをして、提案理由の説明とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案者の説明を終わります。

これより、この動議に対する質疑を行います。

質疑に対する回答は、提案者は自席でお願いいたします。

質疑ございませんか。

早川議員。

○早川 良議員 町道宮下連絡線事業整備について、質疑させていただきます。

この動議の中では、この事業について、削減ということで、谷地議員は、提案されておりますが、この事業については、平野地区住民の方々から、津波等の被害が起きたときに、多奈川小学校、または、平野地区全域から避難経路、特に高台への避難経路が不十分ということで、区長要望された案件であります。

そこで1点、谷地議員に質問します。

先ほど、南海地震等が起こった場合、多奈川小学校は、浸水地域に含まれていないというご意見でしたが、私はいろんな災害現場を見まして、想定外の災害場所を数多く見てきております。

現在において、整備されなかった場合、どのような経路を伝って、地震等に指定されております高台への避難を考えているか、答弁よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 ただいまの質疑について、答弁させていただきます。

早川議員がおっしゃるとおり、ハザードマップはあくまでもそういったシミュレーションされて想定されたものであり、それ以上のことが発生するということも、想定は、必要な場合もあると考えています。

そこで避難経路としては、今現在、車が移動できる場所は、途中までですが、徒歩では移動できる道になっており、津波が発生したときには、原則、徒歩での避難と示されていると認識し

ています。

しかし、徒歩で避難できない方もいらっしゃるので、そういった方への配慮というところが、何かしら検討は必要とは考えますが、現時点では、徒歩で移動できるという手段がある。また、今回の私の提案は、削減をするという提案ではなく、事業委員会での審議の場において、必要な資料等々が、まだ示されていないから、再度、慎重な審議を行う必要があります。

その結果、この道は、やはり必要であるというところであれば、それはきちんと予算計上をするものであると考えますけれども、事業委員会での審議では、資料等々が不十分であり、こういった災害時避難という点に関しても、きちんと審議がされていないので、再度、慎重な審議を行うべきであるため、提案となります。

○竹原伸晃議長 早川議員。

○早川 良議員 事業委員会において、恐らく、満場一致で採決された案件かと思います。この動議の説明がありましたが、避難経路としては、令和元年12月に町道多奈川歴史街道線が開通したばかりであるため、その旨、再度、慎重に審議を行う必要があるということで、災害が起こった場合、この経路を、避難経路としても想定しているということでしょうか。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 実際に災害が発生したときに、どのタイミングで、こういった避難をするかということについては、これは、多分、その状況によるとは思いますが、まずは、歴史街道線が開通したところで、早い段階であれば、そこを使うこともできると考えますし、そうではなくて、そこを使えない状況であれば、今の宮下連絡線、ここは、徒歩では移動はできるので、徒歩での避難、もしくは、あとは、理智院等々ではなくて、与田病院のほうも浸水域では、少し高台になっているとか、そういったところも、もっと、こういった避難や、こういった状況を想定するかという点についても、私は審議が、不十分だと考えています。

○竹原伸晃議長 早川議員。3回目になります。

○早川 良議員 最後の質問なんですけれども。質問というより、私が考えるこの町道歴史街道線は、避難経路としては、特に津波の避難経路としては、実際、大津波警報等が発令した場合、やはり、災害現場というのは、河口付近が最も危険です。あそこは落合橋、落合川から西川につながるところで、西川の付近を通して、歴史街道はつながっているんで、そういった災害時には、この街道は、全く避難経路として指定することは、不備があると考えております。

よって、私の考えは、この町道宮下連絡線の事業について、早期に検討するに値する事業と思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

大里議員。

○大里武智議員 今、早川議員の言われた宮下連絡線の件ですが、宮下連絡線に行かれたことは、谷地議員はございますか。池の堤、山ののり面、非常に危険な箇所があるので、その辺も含めて、整備しないといけないと考えますが、どうでしょうか。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 実際、私も、この道は通ったことがあります。確かに大里議員がおっしゃるとおり、のり面等々があるという点も、通ったことがあるので、分かりますが、実際、事業委員会の審議の場において、土地勘がない、分からないから、後からその場所の資料請求等が行われたというので、今、大里議員が質問されたようなことも踏まえて、きちんと審議がなされたのかというと、審議がなされていないと思っております。ですから、最初に説明させていただいたとおり、この事業については、取り下げるというのではなく、事業委員会の場で、きちんと、十分な資料が示されていないこと、さらには、そういった災害時等に関しても、踏み込んだ審議がなされていないこと、こういった内容について、審議不十分の状態で、事業を進めるというものは、きちんと見直して、再度、審議を行う必要があるため、提案になります。

○竹原伸晃議長 大里議員。

○大里武智議員 事業委員会の委員として、自分も現地見に行きました。また、道の駅、稻荷池の物件なども、奥野議員が現地へ足を運んで見に行った上で、慎重審議していると思います。

委員としては、責任を果たす意味で確認し、審議していると思います。不十分ではないと思います。

また、歴史街道への多奈川小学校から、抜けて避難するとのことですが、多奈川小学校から郵便局間、府道から少し低地になっており、冠水する可能性もあります。冠水した場合、逃げられないです。想定外のことが起こったら逃げられないです。それでも、今、整備を急がないでいいのでしょうか。

○竹原伸晃議長 質問ですね。急がないでいいのでしょうか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 整備を急ぐ必要があるかというところ、これについても、いろんな資料等々をきちんと提示された上で審議がされているべきだと思っています。

先ほどから私が説明させていただいたとおり、そこについて、後から、その設置箇所が分からないから資料請求がされているという状況で、あとは、災害時の対応として、この道の整備が必

要ということですが、災害関係について、特段、事業委員会の場合では、ハザードマップに関して触れられておりませんし、そういったルート等々に対して、審議が質問されていないという。こういう点について、私は実際に傍聴していて疑問を感じたため、今回の提案をさせていただいたという状況です。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより、この動議に対する討論を行います。討論ございませんか。

賛成反対とあると思いますが、反対から進めたいと思います。反対討論の方。

大里議員。

○大里武智議員 反対の立場で討論させていただきたいと思います。

谷地議員のおっしゃっている増額内容については、必要な内容が多く含まれていると思います。ただ、急ぎ過ぎていると感じる部分も多くあります。

まず、移住定住促進PR番組の制作放送事業についてですが、このPR番組というのは、移住を考えている方々にとっては、非常に貴重な移住先を選択するきっかけになるものだと思います。町外から岬町へ移り住む方々にとってはもちろん、岬町から町外に出ていった方々にも、生まれ育った岬町を思い出して、Uターンを考えるきっかけになってほしいものです。そのためにも、番組を更新し、様々な角度から岬町を発信してもらいたいと思います。

令和4年度から2年間実施して、結果が出てないとおっしゃいますが、移住定住を考える方々にとっては、結果というものは、すぐに出るものではないと思います。しかし、岬町を選んで移住して来られる方々がいるのも確かです。その方々のためにも、PR動画を検証することは、必要ですが、一旦立ち止まって検証するのではなく、進めながら検証し、番組の中にいろいろな意見を、考えを取り入れていくべきだと考えます。

次に、町道宮下線、今、言いましたが、平野地区から産土神社、理智院、興善寺への参拝や散策道として、古くから利用されている町道です。しかし、道路状況の劣化、道幅も狭いため、また、道路に隣接する堤、山ののり面、この辺も非常に劣化しております。

そのための補修工事、拡幅工事です。住民が安全で通ることのできる町道として、必要とされる工事です。この町道は、津波対策や、大雨時の災害時には、高台への避難道として、または、反対に、高台土砂崩れの災害になる理智院、産土神社から避難所の多奈川小学校へと結ぶ道路として活用されます。

先ほども言いましたが、多奈川郵便局から多奈川小学校の間は低地になっており、大雨時には冠水もすることがあります。そのときの迂回路として、新しく道路を造らなくて、きっちり町道として、今のある形を整備し、補修し、拡張し、住民が安全に、また日常生活を送れる道路として利用すべきだと。そのための整備が必要だと思います。

そして、歳出の増額案については必要だと思いますが、淡輪小学校区において、孝子駅及びみさき公園駅から通学する児童に対する通学補助については、先日、早川議員の一般質問で、国の補助金等も検討し、計画的に、また、持続可能な方法として求めています。

今回のように、無理やり予算を増額して、単年度限りになる可能性のあることを実施するのではなく、もっと、計画的持続性を持って考えていくべきだと考えます。

私も、昨年6月議会で一般質問させていただきました。淡輪小学校区において、みさき公園の坂の上や孝子地区、並びに望海坂も含めて、スクールバスやコミュニティバスも活用した安心・安全な登校ができる、そういう状況を計画的に考えていくべきです。

次に、さくらねこ不妊事業に対して、猫捕獲器貸出事業についてですが、さくらねこを含む野良猫問題については、先日一般質問させていただきました件、確かに猫の不妊手術を受けるための猫捕獲器が必要です。捕獲する手段としての問題でもあります。そのため、要望もさせていただきました。しかし、ボランティア団体や、地域で所有者不明猫に餌を与える方々と協力して、もっと、無責任な餌やりや、ふん尿による生活環境被害が減るルールづくりも必要です。

捕獲器を貸し出して、全てが、完結になるような計画になってほしくはないです。もっと深く考えてやっていくべきだと思います。

最後に、町内小中学校の再編問題、これは、真剣に考えていかないといけない問題だと思います。しかし、小中学校の現在の在り方をしっかり確認し、今後の在り方を考えていくことは重要だと思います。

有識者を座長とした学校再編の検討委員会を急ぎ過ぎると、結果、学校運営の経費の問題、子どもの集団生活の問題などから、統廃合ありきの回答のみ、出てこない可能性があります。子どもたちを取り巻く様々な問題が議論されていないまま、現在、全国30万人を超える学校不登校問題、町内においても30名近くいます。もし、3小学校が一つになった場合、1学年1クラス40名近い学級になる可能性があります。

これから、子どもたちの学びの形を考えながら、谷地議員が3月議会一般質問の中でおっしゃっていたように、教育機会確保法に書かれている、不登校の子どもを含む全ての子どもが楽しく学校生活を送り、安心して学習できるようにする、岬町の教育が魅力あるものにするためにも、

町内3小学校と一つの中学校では、それぞれの学校で在り方を考えて、実践しています。

それをまず検証し、少子化の問題を含めて、ある一定の方向性を考えながら、検討委員会を設置すべきだと思います。

このように、この増額案には計画性や将来性が全くなく、また原案にある移住定住PR番組の制作、町道宮下連絡線整備事業の必要性は高いと思い、この動議に反対させていただきます。

○竹原伸晃議長 次に、賛成の討論をお願いいたします。

松尾議員。

○松尾 匡議員 提案者の令和6年度一般会計予算の組替えを求める動議案について賛成する立場で討論に加わります。

提案者の組替え動議案の事項以外についても、様々、まだ思うところ、そして改善すべきところは、私はあると考えておりますが、提案者の動議提出の理由が、私の考える方向性と同じであると感じましたので、賛成の立場で私の意見を述べます。

1番、歳出の減額についての、移住定住促進PR番組制作、そして放送事業である726万円について、私も十分な効果検証や、既存のPR動画の有効活用ができていないと考えております。そして、既存のPR動画の再生回数も少ない。今後、新たに同じようなPR番組を作ったとて、同じ結果となるでしょう。多額の税金をかけてのPR番組の制作は中止して、まずは効果検証と、既存のPR動画の有効活用を進めることが妥当と考えます。

一方で、新しいプロモーション方法も模索していくべきと考えます。例えば、私ならこうします。

私が今議会の一般質問で提案しました空き家バンクに登録されている物件を、お試し居住制度の物件として活用できるよう制度化します。その上で、その制度の詳細な説明とPRと合わせて、それぞれの空き家登録の物件別に、物件の細部にわたる動画と、そして現在、求職中の町内企業、そして事業者と連携して、職の案内をする。また、今まで作成した岬町のPR番組をちゃんとリンクさせて、その空き家の物件と、そして岬町の職案内、そして町全体をより魅力的に伝えられるよう、編集した動画を配信するんです。

これはどういうことかという、住むところと仕事をするところ、そして環境をアピールするという動画です。これだけでも全国にいる、要はターゲットですね、どこに向けて動画を配信するかということですが、全国にいる移住を検討している層に届くものになりますし、空き家の解消とともに、移住者の引き込みが見込めます。

漠然と町のPRをしても、岬町での具体的な生活イメージがわからないと、移住へとステップす

ることはまずあり得ません。

私が提案したのは、仕事をする、そして住むところの具体的なPR動画を作成するもので、移住後のイメージがしやすいものです。この内容だと、誰でも作成可能なもので、費用はほとんどかかりません。

このように、財政が逼迫していると町長はよくおっしゃいます。そう言われるのであれば、費用をかけずに、自分たちでできることから自分たちで工夫して制作できるものは、こうやってたくさんあるわけです。それを考えて、改めていただきたいと申し述べます。

そして次に、2番の歳出の増額についてです。

岬町立小中学校の将来構想検討委員会の設置についてであります。先日、深日小学校の卒業式に、私は、参加をさせていただきました。今年の卒業生は7名、深日小学校児童数の減少幅は、岬町内でも断トツの減少です。様々な問題により、卒業生が入学時より数名少なくなり、7名になったのは、少なからず、少人数制の学校であることが起因の一つとなっていることが、調査で分かっています。まさに、少人数制学校の負の部分、デメリットが、生徒だけにとどまらず、保護者、そして先生などへ、精神的な負担が重くのしかかっている現状が、今、まさにあるわけです。

少人数制が決して悪いとは言いませんが、岬町の現状を鑑みて、町の財政状況をとってしても、今の状態を保つことが、果たして、子どもたちのためと言い切れるのか。

例えば、義務教育学校にすれば、1校の運営費用で賄えることとなる。そうなれば、今、4校に割いている予算が一つにまとまり、余分な費用は、さらなる子どもたちの教育費用に回すことができます。5年後に、岬町で小学生となる子どもの数を考えれば、今から考え出しても、もう既に遅いぐらいと言えます。よって、小中学校の将来構想検討委員会は、速やかに設置すべきと考えます。

そして、最後の3、基金積立の増額では、提案者の言われるとおりだと、私も考えます。それに加えて、私はさらに、この危機的な逼迫した財政状況について、抜本的な改革と新たな挑戦が必要不可欠と考えます。財政調整基金、いわゆる貯金についても、平成27年度は8億475万円あったものに対し、来年度、令和6年度は、1億2,440万円にまで減少。この9年間で約7億円も切り崩してきているわけです。

また地方債、いわゆる借金ですが、来年度末高見込みで70億4,208万円あります。この元金償還、いわゆる返済に6億から7億円返済に回しているというのがありますが、毎年、3億から4億を新たに債券を発行しているという状況もあります。

一方、町税収入はというと、予算ベースで平成27年度は21億4,622万円あったのに対し、来年度は17億5,263万円であり、9年間で約4億円の収入減となっているわけです。このような状況を分析すると、毎年約8,000万円ずつ基金を取り崩して、何とか町の機能を維持してきた結果が、今の状況にあると言えます。

新しい人口増加策や、町の活性化策などが、ほとんど見当たらず、歳入増が見込めない今の町政では、町税収入は減り続ける見通しであること、また、数年前より導入された過疎債により、借金ですね、町の機能維持のために地方債が増える傾向にあることを勘案すると、今の町政を続けると、数年後には財政調整基金、貯金がゼロとなり、住民サービスの低下が始まると言っても過言ではない状況が、容易に想像できます。また、何か想定外の出来事が起きた場合、対処できない事態に陥る、これは、危機的な、ゆゆしき事態です。財政が厳しい、逼迫していると言われることは間違いない。これは、思いますが、そんな中でも、多くの新規道路の整備、そして新規ハードの建設というのが、今後、予定されております。

一方で、役場をはじめ、数多くある既存の公共施設の維持や更新もしていけないといけない。そんな厳しい状況にあって、まずは、歳入を増やす新しい仕組みや、人口増を狙う政策が、もう必要不可欠と私は考えます。

この1年間でも、私は議会で、様々な町の活性化策と人口増加策、また、歳入の増加策などの施策を数多く提案してきております。そして、そのほとんどが、税金を費やさずに、やる気があれば、取り組み始められる仕組みづくりです。

ここで、過去に提言提案してきた政策は、過去の一般質問や委員会での議事録を参照していただくとして披露しませんが、本気で住民のため、街のためを思い、財政を立て直すお考えがあるのならば、改めてしっかりと検討し、それらに挑戦していただくことを追加で求め、賛成討論いたします。

○竹原伸晃議長 それでは、討論を続けます。

反対の討論はございませんか。

早川議員。

○早川 良議員 組替動議に対する反対の立場より、討論させていただきます。

まず、歳出増の中にあります淡輪小学校への電車通学補助事業につきましては、谷地議員より説明がありましたとおり、今回のこの議会においても、私も、通学費の公平性の担保ということで、早期に改善していただけるように強く求めた次第でございます。

一般質問後も、何度も教育委員会のほうに足を運ばせていただきまして、国の補助金等を活用

して、継続的に、通学補助が、今後、担保されますように、制度設計を含めた協議を進めるように進めております。この件に関しましては、谷地議員との思いは一緒かなと思いますので、引き続き一緒に、今後も求めていきたいと思います。

しかしながら、先ほど質疑でありましたとおり、歳出減であります、町道宮下連絡整備事業につきましては、やはり平野地区住民の方の安全性、特に災害、津波、大津波警報が発令されたときの高台への避難経路としては、やはり、早急に整備等を進めなければいけない事業と考えております。

その立場より、今回の組替動議に関しましては、反対の立場とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 ほかに討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算に対して、谷地議員から提案をされた組替動議について、私は賛成しかねる立場で討論に参加したいと思います。

先ほどご説明いただいたとおり、この組替動議を求める理由については、賛成と言うか、同じような思いを持つものであります。

そして、提案の中身についても、例えば、淡輪小学校への電車通学の補助事業の提案や、野良猫の捕獲器を購入して、貸し出すといった事業については、私も大いに賛同するものであります。

しかしながら、小中学校の将来構想検討委員会の設置については、前提として、やはり学校の統廃合、義務教育学校化などを含むものというものとなっておりまして、私は、かねてから、それぞれの地域に学校があり、そこを拠点にまちづくりが進められている今の在り方を、維持するべきと考える立場であります。

むしろ、どうすれば、子どもたちが増える、子どもたちの声が、町に響く、そういう町として、岬町を発展させられるかと。そういう立場でまちづくりを考えていくべきと考えるものでありまして、この学校統廃合ありきの内容については、承服しかねる立場でありますので、全体として、この組替えを求める動議には賛同しかねるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは、討論を終わります。

これより議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算に対する谷地泰平君から提出された予算組替えを求める動議について、起立により採決します。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○竹原伸晃議長 賛成少数であります。

よって、この動議は否決されました。

続いて、議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

これも、反対賛成、反対賛成の順でいこうと思います。反対討論の方。

松尾議員。

○松尾 匡議員 一般会計予算、反対の立場で討論に加わります。

先ほど、予算案の組替動議の審議での討論で述べたとおりでありますけれども、この危機的な、逼迫した財政状況について、抜本的な改革と、新たな挑戦が、必要不可欠と、先ほども申し上げました。

財政基金が過去9年間の結果から分析すると、先ほども言いましたけれども、毎年約8,000万円ずつ基金を取り崩して、何とか町の機能を維持してきた結果であると言えます。

新しい人口増加策や、町の活性化策などがなく、歳入増が見込めない今の調整では、町税収入は減り続ける見通しである。そして、数年前より導入された過疎債により、町の機能維持のために地方債が増える傾向にあることを勘案すると、今の調整を続けると、数年後には財政調整基金、これがゼロになりまして、住民サービスの低下が始まると言っても過言ではない状況も、先ほども申し上げたとおりでございます。

この危機的状況を打破するためには、やはり、歳入増、そして、歳出減の徹底的な見直し、そして、改革が必要と私は考えます。組替動議時の審議の討論で私が述べた事項に加えて、私の考えを述べたいと思います。

まずは、深日洲本ライナー事業について。これは令和5年度の結果を見ると、5,431万4,000円の事業予算で、平均乗船単価が1,307円となっております。この場合、赤字ではなくなる乗船者数は何人かという、1便で81.25人乗らないといけないことになります。82人乗船しないと経営が成り立たないわけですね。これが平均乗船単価を1,500円としても、1便当たり70.75人必要であり、71人乗船しないと赤字となることになります。これはつまり、乗船定員70人以下の現行のインフィニティ号では、実施する前から既に達成が不可能なものです。

そんな中、結果はどうだったのか。1便当たり平均19.6人しか乗っておりません。19.6人です。

民間企業だと大赤字で、既に、もう、すぐにでも廃止レベルです。そんな結果が出ていても、令和6年度予算は、さらに今年度予算より100万円上乘せられて、5,530万円にて、中身もほとんど変えることなく実施しようとされている。これでどうやって民間経営で成り立っているのか、私には理解ができません。

実証実験で6年間やってきました。平日は利用者が少ないからと、令和元年度より土日祝のみの運行となった以外、価格や実施形態など大きく変えることなく、毎年、ほとんど同じ内容で実施してきて、劇的な変化がない結果が、もう、既に出ております。私からすると、6年もやってきたこの事業、既に持続可能性がない結果が出ている。

そんな中、事業が見通せないものに、我々の町税、予算ベースですが、857万円、さらに国税といえど、我々の税金、2,765万円も、まだ、つぎ込んで、一体何のために、この事業を継続するのか、ゴールはどこなのか、そして目標はどこなのか、不透明であり、不可解でなりません。

また、この事業の実施には、税金を払っている住民の皆さんからも、懸念を示す声のほうが多く、中身も到底納得を得られないような事業ではないかと、私は考えます。

また、今議会中にあった、深日港活性化空港対策特別委員会での資料を見ると、経済波及効果は、大阪府が3,600万円、その事業に対し、予算で公金を4,479万円使っていることになり、公金支出のほうが大きく上回っている。つまり、洲本ライナー事業は大赤字というだけでなく、経済波及効果も、公金を勘案すると、マイナス879万円であるということが明らかになったわけです。

特に、岬町は、この事業で、商店やお店等にお金が落ちていないということも、アンケート等でも、既に、明らかとなっているわけです。災害時に役に立つから続けるとの町長の意見ですが、国や町からの税金、公金の補助がなくなれば、持続は不可能になるのは、目に見えて明らかではありませんか。そのような事業を続けること自体、今、すごい財政は逼迫していると言われているのと同義であると私は考えます。

しかし、私も、国や洲本市との3年間の共同事業だから、実施せざるを得ないんだという事情も、理解できないものではありません。そんな事業を勘案した場合、私ならこの事業をどう進めるか、私ならですよ。乗船料金を変更したり、乗船料金とサービスのバリエーションを増やしたり、そして、乗船価格を選択できるようにしたりするでしょう。また、目的地についても、洲本港だけでなく、関西国際空港や他市町などと連携をして、関空やほかの市町の港を経由することなども実現させるでしょう

事業の目的そのものについても、ライナーではなく、観光に特化した、遊覧できるようなものにチャレンジするでしょう。そして何より、まず、すべきことは、深日港周辺にお店や企業人を集める政策を実行したり、住民の皆さんと協働——協力して働く、見て、観光の受入メニューを考えて、プロモーションを実施します。

それは、どういうことか。私がずっと言っている、岬町を目的地としてやってくる人を増やす、いわゆる、岬町の目的地づくりを最優先に注力します。4年前から同じことを私は言い続けておりますが、この目的地づくり、それが全くできていない。この事業は社会実験です。私なら持続可能なものとなるよう、本気で模索します。いろんなことにチャレンジします。なぜなら、大事な税金を使うんだから、責任を持って、目標に近づけるために、あらゆる新しいチャレンジをするでしょう。しかし、残念ながら、来年度も予算ベースで857万円の町税を、財政が逼迫していると言われる中、目標もゴールも不透明な中で、今年も変わらない事業内容で実施することに、私は承認はできません。

深日港フェスティバルに至っても、今年度より10%増の637万円を1日で費やすことを見込んでおりますが、この10年間、深日港周辺のにぎわいが高まったと言えるでしょうか。私は、到底言えません。

また、当日、来場した方はもちろん、出展者や近隣店舗などへの経済効果はあったのか、しっかりとアンケートをとって、本来の目的である地域活性化につながったかどうか、最低限検証すべきだと、ずっと前から言ってきておりますが、今まで、一向にそれをしてこられなかった。これでは、事業の費用対効果を確認できないし、そのような姿勢で同じ内容のイベントを、前年度踏襲形で実行することに、町財政が逼迫していると言われている中、私は妥当性がないと言わざるを得ません。

ごみ処理や資源のリサイクルについても、まずもって、ゼロカーボンシティへの挑戦をうたっているにも関わらず、行動が伴っていない、嘆かわしい事態が明らかとなりました。特に、驚くべきことは、現在、美化センターでごみを燃やしたときに排出されるCO₂、二酸化炭素の測定を行っていないし、今後もしるつもりはないという町の態度には、正直、呆れております。

削減しなければならない、大本となる美化センターのごみ処理時の排出データを算出せずに、いかにして、ゼロカーボンを掲げることができるのか。事務事業編に限ってのゼロカーボン宣言だと釈明されても、我々住民からすると、町全体での表明だと、普通は認識するし、今の時代、町全体で削減していくべきものです。それが地方自治体としての社会的責任、そして、今や、使命だと、私は考えております。

また、資源ごみである紙類なども、お金にならないからと燃やしている現状も分かりました。

住民がせっかく分別を行い、リサイクルの意識を持って行動したとしても、これでは住民のエコ意識を踏みにじる行為であり、容認できるものではありません。今、衛生費、そして塵芥処理費、そして埋立処分場費で、約4億円強もの税金がごみ処理の費用として、税金がかかっております。そのうちの大部分が美化センターの運営とごみ収集、そして運搬処分費となっております。

ここで、私ならどうするか。私なら、以前から提案しているように、各自治区に各資源ごみを、リサイクル事業者が回収しに来る仕組みづくりを資源として取り扱うことで、ごみ収集の回数が減り、燃やされるごみも減らされる。それは焼却炉の延命にもつながるはずです。これだけで、現状、かかっている費用の1億以上の予算を削減することができるのです。さらに、その回収資源ごみは、売却益として収入が各自治区に入るので、自治区運営が豊かになるというプラスの仕組みづくりが、可能となります。

行政と住民が協働して、費用をかけることなく、仕組みづくりのみで実現できるはずの事業を、私は以前から提言しております。その提言を検討する努力を行うこともなく、1億円以上の交付金、税金を、改善意識を持たずに無駄遣いするための予算は、到底、私は理解はできません。財政が逼迫しているというのであれば、今の事業を1から見直し、新たなチャレンジ、そして改革をすべきと、今後の町の運営を考えると、私はそう思います。

また、コミュニティバス運営の、来年度予算7,851万円についても、来年度は、過疎対策事業債、いわゆる過疎債が3,500万円充てられております。借金です。この過疎債が使えなくなった場合は、どうなるのかの見通しが、残念ながら不透明に思います。

また、過疎債は償還時期の早い借金という性質から、借金に借金を重ね、問題を先送りして、次世代へ責任を押しつける政治から脱却して、抜本的な改革を、今、求めます。

また、毎年のバス運営費の高騰と、さらに南海多奈川線の4割のダイヤ減便の事実も相まって、岬町の公共交通の在り方が、喫緊で問われている深刻な事態、これでは、バスの運営費は高騰する一方ですし、それを解決していくような政策や計画もなく、持続可能な運営を見通せる対策や根拠も示されておられません。

バスのダイヤが変更されましたが、12月議会の一般質問でも申しましたが、バスに限らず、早急に、今後の岬町に合う公共交通の在り方について、今からでも、調査研究を始めていただくことを要望いたします。

戸籍電算化システムや、コンビニ交付システムなどのIT化にまつわる保守業務委託料についても、デジタル化に伴う、ハードもソフトも保守業務委託料の項目が増えており、費用が増大化

しております。

サービスの充実化は大事ですけれども、歳入が少なく、今後も減っていく中で、今後、どのように、これらの事業を維持継続していくのか、費用対効果を見据えたサービスの拡充を行うのか、歳入を増やす政策を実施していくのか、この2択になるわけですが、現在の岬町に至っては、そのどちらも成し得ていないし、今後も、サービスの維持を見通せるだけの根拠の説明が、今、示されておられません。

以上のように、課題は山積みする中、その解決法のだ真ん中に位置するのは、やはり抜本的な改革であり、入りを増やす、歳入を増やす新しい仕組みや、人口増を狙う斬新な政策を考え、実行すること、挑戦し続けること以外にないと、私は考えております。

この1年間でも、私は、議会で様々なまちの活性化策と、人口増加策、また、歳入の増加策などの施策を、数多く提案してまいりました。そして、そのほとんどが税金を費やさずに、やる気があれば、取組を始められる仕組みづくりです。今、まさに、それが求められていると思います。

学校給食の食材の地産地消化の仕組みづくりをはじめ、先ほども申し上げました、空き家バンク登録の物件を、お試し居住制度で使えるようにする仕組みづくりや、来町者と納税者を増やす店舗型ふるさと納税の仕組みづくり、そして、町内を活性化する地域ポイント制度などの仕組みの導入なども、まさに、仕組みづくりそのものです。本気で、住民のため、町のためを思い、財政を立て直すお考えがあるのなら、改めてしっかりと検討し、それらにチャレンジしていくことを求めます。

聞く耳を持たず、新しいことにチャレンジしようともしない今の町政、ましてや、各事業を振り返り、検証や見直しもない、前年度踏襲型の、私からすると、ここまで来ると、無責任な政治に見えます。試す価値のあることや、すべきことに気がつかないのか。または、政治的悩みがあり、価値を知っていて、蓋をするのか、結局検討もせずに新しいことにチャレンジしない姿勢は、今後さらに町を衰退させ、財政を逼迫させ、町を危機的状況にさせるのは明白です。

私なら、各事業に対し、効果をしっかりと検証し、先の見通せない、見込みがないものは潔く切る。そして、見直した予算で新たなチャレンジをしていく。逼迫した危機的な状況、財政ならなおさらです。それをちゃんとやっていただきたい。

現在の町政にあっては、効果検証を行っている気配すら、私は感じられません。何が、今、岬町に住んでいる住民のための公費となるのか、何が必要なのか、十分に精査した上で、住み続けたいと思ってもらえる、公平公正な行政サービスを展開できるよう、必要のない事業を見直し、予算を徹底的に管理し、なおかつ、必要な事業に転換していくことを切に願ひまして、反対討論

といたします。

○竹原伸晃議長 賛成討論ございませんか。

道工晴久君。

○道工晴久議員 まず、令和6年度一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本会議及び常任委員会におきましても、令和6年度の町政運営方針や重要事項の説明を、聞かせていただきました。

岬町は、厳しい財政状況の中でも、子育てや教育、観光など、町の魅力を高める施策の予算がしっかりと計上されております。

とりわけ、小学校、中学校の給食費の無償化については、これまで、国の交付金を活用して、実施してきましたが、物価高騰が長期化し、令和6年度は、国の交付金が見込めない中で、町の財源でもって、小学校の給食費の無償化に踏み切ったことは、私は、大きな決断であったと思って、高く評価をしております。

中学校給食費の無償化については、財源の見通しが立った時点で、一日も早く実施できるように、検討していただきたいと思います。

農業公園の整備に向けた基本計画策定の予算も計上されており、私は、常々、この件については、申し上げてまいりました。高く評価したいと思っております。

農業公園については、遊休農地の解消や、担い手の育成などについて、一歩でも前に進めたいと思っております。これからも、少子高齢化が進む中で、財政面でも厳しい環境が続くと思いますが、田代町長におかれましては、引き続き住民の目線に沿って、住民の皆さんが郷土に愛着と誇りを持てるようなまちづくりをお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 反対討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算について、賛同しかねる立場で討論に加わります。

来年度の一般会計予算においては、住民に歓迎される事業が数多く予算化されていることを認めるものであります。その最たるものは、小学校のみではありますが、学校給食の無償化を制度として恒久化したことにあります。

憲法で定められている義務教育は無償とする、という理念を率先して具体化するものであり、物価高騰と低賃金に喘ぐ子育て世帯への、大きな支援となると考えるものであります。

ほかにも、補聴器購入補助制度や、奨学金返還支援補助事業、ゼロから2歳の保育料の半額減免、未就園児の一時預かり無料クーポン配布事業の継続や、就学援助制度の拡充など、細やかで手厚い支援策の拡充は、前向きに評価できると考えるものであります。さらなる改善拡充を、この場でも、求めておきたいと思います。

しかしながら、住民の利益を損ね、また住民の理解が得られないと考える事業の予算化が見受けられます。シルバー人材センターへの活動補助金が、今年度から100万円減額される予算となっておりますが、過去の不正をつまびらかにしようとする立場には立っていないということを、この場でも指摘しなければなりません。

疑惑の全容解明なしに再発防止と正常化は導きだせません。現在も事務局長と理事を岬町から派遣し、住民から預かった税金を投入している団体内で、過去に発生した不正の疑惑を徹底解明する立場に立つことを改めて求めるものであります。

その上で、以下、指摘したいと思います。

一つは、大阪関西万博の関連経費が盛り込まれていることであります。

会場建設費の相次ぐ高騰による府民、国民への負担が増大しているもとで、能登半島地震の復旧復興の妨げとなることは明らかであり、今、必要なのは、人も物も金も、震災の復興に集中することであると考えられるものであります。カジノのための万博であることが、明らかになっているもとで、万博事業に協力するべきではないことを申し上げます。

2つ目に、旧同和問題への認識の誤りを、指摘しなければなりません。

総務文教委員会において、過去に部落と呼ばれていた地域は事実上なくなっており、同和問題は解消されたと捉えるべきであると主張しましたが、その認識に隔たりがあります。差別があるとするならば、あらゆる差別の解消に取り組むのが行政の責任であります。殊さら部落を強調することは、同和問題の解決の妨げとなることを指摘したいと思います。

3つ目に、国が進めているデジタル化の具体化の問題であります。

住民にとって利便性が向上し、行政職員の事務が効率的になり、負担が軽減されることは歓迎すべきことでありますが、国が進めているデジタル化の本質的な狙いは、地方自治体が持っている住民情報であります。

住民の個人情報を政府が掌握をし、企業の経済活動に利用される恐れがあり、それに手を貸すことは許されません。

以上のことから、大阪府、国が住民に対して不利益となる政治を進めるもとで、それにつき従ってはいは、住民の暮らしを足元から守ることはできないことを申し上げたいと思います。

住民に最も身近な地方自治体として、悪政から住民を守る役割と、責任の発揮が十分とは言えず、来年度の一般会計予算には賛成できないと考えるものであります。

○竹原伸晃議長 賛成討論ございませんか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算に賛成の立場から討論させていただきます。

財政上、本町が苦しいというのは、先ほどより、反対討論された方々が、おっしゃる部分もあるということは、認識しております。特に、直接税が下がっているところは、大変苦しいところでありまして、逆に申せば、その苦しい中、これだけの本予算を組み上げられた財政部門の方々に関しては、敬意を表したいと思います。

細かく言えば、新規事業として、小学生の給食無償化事業や、自転車用ヘルメット購入費補助費などを始められました。また、拡充事業として、手厚い児童手当支給事業や、ふるさと応援事業など、本町の未来につながる事業に配慮され、また、子どもたちの育成にも、しっかりと対応していただいていると認識しております。

この財政状況の中で、これだけの予算組みをしていただいた皆様方に、先ほども申しましたが、敬意を表し、最後になりますが、本予算に携わりました全ての方々に、お疲れさまでしたの一言を添えて、私の賛成討論とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうからは、今回の岬町一般会計予算について、賛成しない立場で、討論に加わらせていただきます。

先ほど、私のほうから、当初予算の組替動議を提出させていただきました。私自身も、今回の当初予算については、厳しい財政状況の中、小学校の給食費の無償化、また、多くの住民が期待している公民館・図書館整備事業、また、要保護・準要保護児童生徒援助事業、また、自転車のヘルメット購入費事業など、住民に寄り添った事業を、多く実施を予定されているというところで、これには、大いに賛同する立場であります。

しかし、今回、なぜ、私がこの地方議会において、99%は原案可決されているという、こういった議会運営の中で、組替動議を提出させていただいたのか。それは、やはり、この厳しい財政状況の中、しっかりと、議会として、きちんと予算をチェックし、審議して、その上で、必要などころに関しては、見直しを求めるべきと考えたからです。

その大きな理由の一つが、やはり、このPR動画作成、これは、多額の予算がかかるというもののだけではなくて、ここで、私が大きく問題提起したいのは、総務文教委員会場で、効果検証について、確認させていただいた際に、効果検証ができていないという、そこが、大きい問題だと考えています。

これは、実際に効果検証できていないものに対して、予算をかけて継続して実施するのか、この予算の使い方というところだけという意見もありますが、それだけではなく、やはり、実際に効果検証ができていないという、こういった業務のやり方というところが、一つ、大きい問題になっているのではないかと考えています。

普段から、職員の方々、本当に様々な業務を実施されており、そこに関しては、本当に大きく評価しますし、高く敬意を表したいというところではありますが、逆に言えば、その効果検証になる手が及んでいないという、これが大きな問題だと考えています。

この問題を解決するためには、今、取り組んでいる業務というのを見直して、必要なものにスリム化して、そこに注力をする。そうすることによって、より大きい効果が得られる。そういうふうに考えます。

こういった観点からも、今、実施しているからやるというところではなく、そうすることによって、やはり、一つ一つ事業が中途半端になっている、効果が出ないという、これを避けるためには、しっかりと、今、何をやるべきかというところを見直して、今やらなければいけないことに注力し、そうすることで、より高い効果を出す。そして、職員の方々も、より、そういった仕事に注力して、仕事しやすい環境をつくる。そういったものが、今の岬町には必要と考え、そういった予算の見直し、今回必要と考えますので、反対討論とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第9号を、起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第10号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

来年度から、大阪府では、全国に先駆けて、国民健康保険事業の都道府県化が本格的に進められることとなり、府下統一保険料が押しつけられ、年々引上げられてきた保険料がさらに引上げられようとしております。

保険料は、市町村国保に決定権がありながら、府が示す保険料に合わさざるを得ないとはいえ、府の言いなりになっており、その結果、国民健康保険の加入者により重い負担を押しつけようとしております。

厚生委員会で質問いたしましたが、本年12月から強行されようとしている現行保険証の廃止、マイナ保険証強制への準備も不十分な印象を持ちました。

これでは、住民の命と健康を守るという、責任と役割が果たせないと考える立場から、提案される会計については、反対とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第10号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号、令和6年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第11号、令和6年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成しかねる立場から討論に加わります。

後期高齢者医療制度については、75歳になると強制的に加入させられ、2年に一度の保険料

引上げの不安のもとに置かれる制度であり、制度そのものの廃止を、かねてから求めてまいりました。

来年度からの第9期保険料については、明らかな引上げが予定されており、出産一時金の負担まで、後期高齢者医療保険の加入者に求めるお門違いなものとされております。物価の高騰に追いついていない、少ない年金のもとに置かれている加入者に対して、保険料の引上げを押しつけることは許されないと考える立場から、賛同できないと考えるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第11号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号、令和6年度岬町介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第12号、令和6年度岬町介護保険特別会計予算について、賛成できないと考える立場から討論を行わせていただきます。

介護保険については、来年度から保険料の引上げが予定されており、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険の保険料のトリプル値上げが各保険の加入者に押しつけられようとしております。物価の高騰と低年金のもとで、介護保険料を負担した上に、サービスを利用すればするほど利用料負担が増え、その負担に耐えられない実態が進んでおります。住み慣れた地域で自立した生活を送るという、介護保険制度の理念が、年々、崩れていると言わざるを得ません。

第一義的には、国の責任が重いとはいえ、保険料の引上げを提案された以上、賛同できないと考えるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第12号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

もう少しでお昼となりますが、議事の都合上、当初予算に関するところまで、午前中、引き続き行わせていただこうと思いますので、ご協力お願いいたします。

続きまして、議案第13号、令和6年度岬町淡輪財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号、令和6年度岬町深日財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号、令和6年度岬町多奈川財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号、令和6年度岬町下水道事業会計予算について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 暫時休憩いたします。

再開は13時から。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、皆様の自席に資料を配付させていただきましたが、これは、次の議案第18号に関する資料のようです。議案第18号の審議のときに目を通していただきますよう、お願いいたします。

これより、議案第17号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号、岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定についてを扱います。

なお、本条例制定に当たり、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、岬町監査委員に意見を求めたところ、条例の制定に異議がない旨の意見が回答されています。それが、先ほど配付させていただいた資料でございます。

この議案第18号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号、岬町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号、岬町下水道事業の利益の処分等に関する条例の制定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第21号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、反対の立場で討論に加わります。

議案第21号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準に適切に対応できるよう、規定の整備を行うため、との提案理由であり、現在の岬町の条例も、国の基準同様となっておりますが、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育は、実施主体が岬町であり、運営も町直営を守り、放課後の子どもたちの安全と健全な発達に責任を果たしているところであります。

岬町が実施主体である以上、運営上のルールも、岬町自らが独自で定めるべきと考えるものであります。国の基準に適切に対応できるようにとおっしゃいますが、国が子どもたちや保護者に不利益となる改定を行った場合、自動的に岬町におけるルールも変えられることとなります。厚生委員会では、国の基準が変わった場合、アナウンスするとの答弁がありましたが、アナウンスにすぎません。現在は、条例を改定する場合は、議会に諮られ、私たち議員は、その妥当性について審査することになりますが、今回の提案のように、条例が全て改定され、国の基準を準用するとされてしまえば、議会としての権限が奪われ、学童保育を利用する子どもたちや保護者への責任が果たせなくなると考えるものであり、反対であります。

○竹原伸晃議長 次に、賛成の討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 反対の討論はございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私も、こちらの議案に関しては、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど、中原議員の説明にほとんど同様の理由ではありますが、やはり、こういった条例は、国の基準というものに速やかに適用できるという行動も重要ではありますが、必ずしも国の基準というものが、我々岬町の現状に即した形になるとは限らない場合もあると考えます。

そういったことを考えたときに、やはり、議会としては、しっかりとこの条例が岬町にとって、きちんと現状に即して、よりよいものかというところを、しっかりと審議する場というのは、絶対的に必要であると考えます。

よって、本議案については反対するものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第21号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第22号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、反対の討論を行わせていただきます。

住民の利便性が高まることや、行政職員の皆さんの行う事務が効率化され、負担が軽減されることは大いに歓迎するものですが、個人情報、厳格に守られることが大前提であります。今回の条例の一部改定は、国の法律改定によって、社会保障、税、災害のみに限られているマイナンバーの活用範囲を、国の定めに従って、それ以外にも広げるもので、危険性をはらむものと考えます。

国が欲しいのは、地方自治体が保有している住民の個人情報であり、今や、それを企業に渡せる仕組みまで整えられております。上位法が改定されたからといって、住民の個人情報を企業のもうけのために売り渡すようなことを地方自治体が行うべきではないと考え、反対するものであります。

○竹原伸晃議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第22号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号、岬町基金条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号、岬町手数料条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号、岬町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第26号、岬町介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の提案は、来年度以降の保険料を改定するものであり、所得階層を現在の12段階から14段階へと細分化し、より所得階層に応じた保険料負担を求めようとすることは、一定の理解をしたいと思います。しかしながら、基準額で年間3,000円引き上げる提案であり、長く続く物価の高騰と、年金の実質マイナスが継続されているもとで、高い介護保険料の負担は限界を超えていると言わざるを得ません。

保険料引き下げを求める立場から反対するものであります。

○竹原伸晃議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第26号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

反対の方の討論はございませんか。

それでは、中原議員どうぞ。

○中原 晶議員 議案第28号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、意見を申し上げて賛同したいと思います。

消防団員の退職報償金については、勤務された期間に比例して金額が増額されるべきものであり、このたび一部の期間において、逆転現象が発生していたことが確認をされ、それを解消することが最大の目的と理解するものであります。

ただ、もう一方で、そのために勤務期間15年以上20年未満の方々については、ほとんどの方が、新旧を比較した場合、減額されることとなります。人件費が増額されているもとで、一部の消防団員の方々の意欲が損なわれることのないよう、早期に抜本的、全面的な見直し、引上げが必要であると、意見を添えて賛同したいと思います。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第28号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号、岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例の廃止について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、全て議決されました。

各委員長の皆さん、委員の皆さん、ご苦労さまでした。

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第45号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第2、議案第45号、町道路線の廃止及び認定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、町道路線の廃止及び認定を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項及び第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、岬町公開型・統合型GIS導入等業務において、既存の道路台帳をデジタル化した道路台帳に整備するとともに、現状の道路と整合を図る修正作業を行ってまいりました。

そこで、既存の道路台帳と現在の道路との整合を図ったところ、府道の改修により幅員が広がっているなど、町道との接続点が変わっており、起終点の地番に変更が生じる10カ所について、既存の町道路線を廃止し、新たに認定を行うものでございます。

それでは、町道路線の廃止について、議案書の裏面に町道廃止調書と、2ページに、路線廃止箇所図、3ページ以降に、路線ごとの廃止路線図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

廃止する町道につきましては、路線番号1006番、路線名、花折2号線、起点が、淡輪563の2、終点も、淡輪563の2、延長は25.3メートルでございます。

次に路線番号1043、路線名は淡輪西線、起点が、1527、終点、淡輪4645の1、延長は、721.9メートルでございます。

次に、路線番号2058、路線名は大町志野谷線、起点が、深日3116の1、終点、深日3113、延長は、196.5メートルでございます。

次に、路線番号3026、路線名は、小田平東4号線、起点が、多奈川谷川2303、終点、多奈川谷川2306の1、延長は124.4メートルでございます。

次に、路線番号3120、路線名は、小島南3号線、起点が、多奈川小島671、終点、多奈川小島680、延長は、43.3メートルでございます。

次に、路線番号3121、路線名は、小島南4号線、起点が、多奈川小島680、終点、多奈川小島681、延長は、17.8メートルでございます。

次に、路線番号3122、路線名は、小島南5号線、起点が、多奈川小島682、終点、多奈川小島704、延長は、79.2メートルでございます。

次に、路線番号3132、路線名は、小島北5号線、起点が、多奈川小島656の1、終点、多奈川小島664、延長は、85.5メートルでございます。

次に、路線番号3141、路線名は、石橋中央線、起点が、多奈川東畑438、終点、多奈川東畑456、延長は208.9メートルでございます。

次に、路線番号4002番、路線名は、下孝子中央線、起点が、孝子174の4、終点、孝子207、延長は、98.9メートルでございます。

続きまして、新規町道路線の認定につきまして、13ページの新規町道認定調書をご覧ください。

14ページに路線認定箇所図、15ページ以降に新規認定路線図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

新たに認定する町道につきましては、路線番号1006、路線名は、花折2号線、起点が、淡輪4914の2、終点、淡輪4915の20、延長は、39.5メートルでございます。

次に、路線番号1043、路線名は、淡輪西線、起点が、淡輪4851の3、終点、淡輪4645の1、延長は、720.1メートルでございます。

次に、路線番号2058、路線名は、大町志野谷線、起点が、深日3114の1、終点が、深日3360の1、延長は、156.5メートルでございます。

次に、路線番号3026、路線名は、小田平東4号線、起点が、多奈川谷川2304の2、終点が、多奈川谷川2306の1、延長は、120.1メートルでございます。

次に、路線番号3120、路線名は、小島南3号線、起点が、多奈川小島671の1、終点が、多奈川小島679の1、延長は、29.8メートルでございます。

次に、路線番号3121、路線名は、小島南4号線、起点が、多奈川小島680の1、終点が、多奈川小島681、延長は、12.5メートルでございます。

次に、路線番号3122、路線名は、小島南5号線、起点が、多奈川小島682の1、終点が、多奈川小島704、延長は、76.5メートルでございます。

次に、路線番号3132、路線名は、小島北5号線、起点が、多奈川小島656の1、終点が、多奈川小島663、延長は、84.2メートルでございます。

次に、路線番号3141、路線名は、石橋中央線、起点が、多奈川東438の1、終点が、多奈川東畑443の1、延長は、199.2メートルでございます。

最後に、路線番号4002、路線名は、下孝子中央線、起点が、孝子174の1、終点が、孝子207、延長は、96.5メートルでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

すみません。新たに追加する資料のうち、路線番号3141、路線名は、石橋中央線、起点が、多奈川東畑の「東畑」が抜けましたので、修正をお願いします。

ご迷惑かけて失礼します。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 技術的なことはよく分かりませんので、お尋ねするんですけれども。具体的にお聞きしたほうがいいと思うので。

例えば、路線番号1006番、これ現在のものを新たに伸ばすというか、なんかそういう感じになるのかなと思うんですけれども。

お尋ねしたいのは、現在は起点が淡輪563の2となっていて、新たに町道認定をするときの住所が淡輪4914の2となっているんですね。図面を見た限りにおいては、始点については、

同じ場所に丸がついているように見えるんですけども、そこからすると、この始点の地番が変わったと理解していいのか、お聞きしたいということが、1点目です。

それから、もう1点は、現在の花折2号線、今の1006番ですけども、これは現在、図面による矢印から、新たにその先まで伸ばすと。府道まで伸ばすということなのは、図面で理解ができます。ただ、現在はそうしますと、これは二つの路線が認定されているということになるのか、要は、現在が全体の途中までで矢印が待っているんですけども、その先は、路線認定としては、どうなっているということになるのか、そのあたりの理解を正確にしたいので、教えていただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

路線番号1006番の花折2号線につきまして、まず、最初の淡輪の地番のことですけども、今回、町道台帳の見直しにかかって、デジタル化をやっていく中で、地番がどうしても重複しているところがありましたので、今回、表示されている地番に修正させていただいたというのが、この路線になります。

また、既存の路線の空白の場所が抜けてて、次の場合は伸びていると。そこはもともと二つの町道があったのかということなんですが、もともと認定してたのが、この半分までが認定してた形になっておりまして、ここについても、現況に合わすように延長を伸ばして、新たに認定させていただいたというのが現状になっております。

以上でございます。

○竹原伸晃議長 中原議員、いかがでしょうか。

他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうから、幾つか質問させていただきます。

今回、統合型GISに道路台帳、こちらはデジタルデータとして反映するにあたって、実際の道路台帳と実態と調査したところ、一部実態が合っていないところもあったから、それでは町道の廃止と認定を行うという形で認識しておりますけれども、まず、そもそも論、この台帳と実態とのずれが、今、生じているという部分なんですけれども、本来であれば、これは、接続する道路を、改良工事等々があったときに、そのタイミングで見直すべきものなのか、実際にこの台帳の見直しする業務というところが、どういったタイミングで実施されるものなのかというところを、まずはお聞かせください。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます

谷地議員が、おっしゃっているとおり、改良された後に、そもそもであれば拡張の部分について、地番が変わっていれば、分筆作業とか、そういうのも中にありましたので、その辺が変わった時点で変更するのが、この認定作業の進め方にはなりますけれども、今回、どうしても現状が変わっているのにも関わらず、どうしても抜けてたところもありましたので、今回、GISに統合させていただいたこと、整備させていただいたことによって、全体の町道の長さとか、その辺がはっきりしたのかなと思っておりますので、ご理解していただければと思います。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 説明ありがとうございます。通常であれば、接続する道路の改良等があったときに、そこでも見直しして、必要であれば町道認定を行うというところが、今回、ふだんからきちんとやられていると思うんですけども、改めてGIS統合するにあたって調べたら、幾つかの箇所では差異があったというところ、そこをただしましようというところで、それはきちんと正しい状態になるので、進めていただくのは非常にいいと思いますし、今後は恐らく、改良工事ある時点で、統合はGISになったことによって、この認定とあとは作業というところも簡略化されるのかなと思っているので、引き続きそれを進めていただければと思います。

もう一点だけ確認させていただきたいんですけども、これで、今、実際には台帳と実態に差異がある状態なんですけれども、そういったときに、差異がある状態で、何かしら不都合等というのは発生する可能性というのはあるのか、その辺を教えてください。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回につきましては、特に問題がなかったということですが、府道がもともと狭かったものが広がっているので、府の管轄が、管理区分があるのにも関わらず、町道が二重にかけてたというような状態が発生しましたので、特に問題が発生しているというか、管理区分で大阪府とのやり取りの中で、ちょっとここ違うよねとか、そういうことはあると思いますが、直接、住民さんに影響するようなことはございませんでした。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 路線番号2058について、お尋ねしたいんですけども。

これは、もともとの長さから始点の位置を変える、短くなるということなんですね。そうなる

と、もともと2058番として認定していた範囲から、新たに2058番に認定する範囲から残る部分というのは、どうなるものなのでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

この2058につきましては、先ほど、谷地議員の質問とも重複するところがありますが、ここは、もともと国道から旧道になって、今、大阪府さんが管理している道路に、二重に町道がかぶっていたところがありまして、その部分について、今回、修正をさせていただいたということで、今現在は、大阪府さんのほうで管理していただいている形になります。よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第45号を、起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第46号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第3、議案第46号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、地方自治法の改正に準じ、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本条例に所要の改正を行うものです。

昨年12月議会で、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について可決いただき、令和6年度から勤勉手当が支給できるよう改正したところですが、総務省からの追加通知で、本育休条例につきましても、若干の改正が必要であることが判明しました。

お手元の議案書、新旧対照表をご覧ください。

改正内容としましては、育休条例第5条の3の規定に残る会計年度任用職員に関する勤勉手当の支給に係る除外規定を削除するものです。地方公務員法第22条の2第1条第1項に掲げる職員が会計年度任用職員であり、その除外規定をとることにより、基準日に育児休業している会計年度任用職員にも勤勉手当の支給を可能とするものです。

最後に附則ですが、令和6年4月1日からの施行としております。

改正の内容は以上でございます。

追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第46号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第４、議案第４７号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第４、議案第４７号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じ、職員の支給手当に在宅勤務等手当を申請するため、本条例に所要の改正を行うものです。

昨年１２月議会で、令和５年人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について可決いただき、令和５年人事院勧告に準じた月例給と賞与の支給月数に改正したところですが、今回、在宅勤務等手当を新設し、それに伴う通勤手当の支給規定の調整をしたく、議案上程するものです。

国のほうで在宅勤務等手当が新設された背景としましては、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱水費の費用負担が大きくなることを考慮し、その費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当として、令和６年４月１日から月額３，０００円を支払うものとされました。

それでは、お手元の議案書新旧対照表をご覧ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中、通勤手当の次に、在宅勤務等手当を加える。第１５条の２第２項第２号中、通勤距離、（ ）の次に、「第１５条の３第１項の規定により、在宅勤務等手当を支給される職員、」を加え、同条の次に、次の１条を加える。

在宅勤務等手当第１５条の３、住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く）の全部を勤務することを規則で定める期間以上の期間について、一月あたり平均１０日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第２項としまして、在宅勤務等手当の月額は３，０００円とする。

第３項としまして、前２項に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。という改正になります。

最後に附則ですが、令和６年４月１日からの施行としております。

改正の内容は以上でございます。

他団体の動向の調査、内容の精査に時間を要し、組合協議等をしておりまして追加議案になりましたが、よろしくご審議の上議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 参考までにお尋ねいたします。

今回、追加をされるような、一月当たり平均10日を超えて在宅勤務をしたことがある職員というのは、今、岬町内でのいるのでしょうか。

それから、今後、実際にこういった働き方を考えているということがあるのかどうかについても、お尋ねしたいと思います。

それから、先ほど説明の中で、他団体の調査、それから組合の協議等で提案が本日になったというご説明ありました。

その二つについて、簡単にご報告いただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず、質問の一つ目ですが、在宅勤務に関しましては、今現在、本町において、過去にコロナでご家族の方が感染して、濃厚接触者として、自宅待機しないといけないという場合があります。職員のほうから、自分は全然元気なので、休ませてもらっているんやけども、どうしても家でパソコンを接続して仕事がしたいという職員が、過去に二、三名いたので、そのとき、総務さんにパソコン機材等をお借りして、実験的に在宅勤務、リモートワークを実施したことがございます。

それで、基本的に、在宅ワークとかリモートワークするのは、あくまで臨時的な措置ということで、自発的に職員からの希望があった場合に限り、数日程度許可されたという程度です。

今回、この在宅勤務等の手当に関しましては、基準として、1カ月当たり10日を超えてという、制度としてそういう形で規制はされているんですが、さらに、一定期間以上ということで、人事院規則のほうで3カ月以上という規定がありまして、実際、3カ月を超えて、1カ月あたり連続して10日間、在宅勤務、リモートワークをするということは、現時点では考えられないような状況ではあると考えております。

ただ、将来的にデジタル化等、働き方改革が進んで、在宅勤務とリモートワークが当たり前の状態になったときには、今回、条例に支給根拠がないと、すぐに支払いもできませんし、職員団体からは、将来を見越して手当の規定整備だけは、国に合わせて整備すべきではないかという、組合からの意見も出ましたので、今回、上程のほうに踏み切らせていただいた次第です。

ちなみに、他団体の状況としましては、大阪府さんが今年の1月10日時点で取りまとめた資料によりますと、基本的に、今回の手当を導入するとか回答をしたのが、41団体中7団体ということで、大阪府さんの調査で判明しております。

それから、将来的なことになりますと、やはり、本町のような職員数が限られた職員数で、新しい困難事例とか、新たな、様々な諸課題がありまして、基本的には直接的な窓口対応であるとか、人手が必要な形になっております。今現在は、在宅勤務とか、リモートワークとか、なかなか進めづらい状況ではありますが、将来的には、デジタル化が進んで、働き方改革が進んだときには、この支給手当を適正に運用できるよう、制度構築していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 先ほど、中原議員からの質問で、実際、こういった在宅ワークをやったことがある方は、以前、試行的には試したというところと、現状はそういったリモートで在宅ワークをされるシーンというのは、あまり想定はされていないけれども、何らかの、今後、デジタル化が進んでいく中で、そういった必要性が出てきたときに、きちんと前もって規定をつくっておくため、今回の条例改正という点は、認識ができました。

実際に、民間では、在宅ワークがコロナ禍もあって非常に進んでいて、その中で、大きな課題が、勤務の管理という点をどうするかということが、一番大きな課題として挙げられています。

実際、本当に在宅の中できちんと仕事をしているかどうか、ないし、あとは、定時以外に、オーバーワーク的に、どうしても仕事をしていないかという、そのような管理をどうやってやるかっていう点が、ひとつ問題になっています。

例えば、システムの点で言うと、パソコンで実際、指定された時間しかパソコンが起動できない、制御するようなことを導入されている企業があったりしますが、現状、岬町においては、そういった在宅ワークでの管理という点は、何かしら、方法を考えていますか。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 谷地議員のご質問にお答えします。

在宅ワークでの業務の管理に関しては、実験的に2名、3名実施したときに、一応、業務を始

める時間は、通常の職員と同じく、基本的には9時から5時半ということで、ただ、業務に関しては、終わった後に、こういう業務をして、何時に業務終わりましたという内容で、一応、報告は担当現課としては、もらっていたと聞いております。

ただ、実験的にパソコン使って在宅勤務したときは、あくまで休暇の中で、自発的に職員が勤務しましたという話だったので、特に、どんなことをしたのかという感じの、コミュニケーションをとったと思うのですが、そのときは、あくまで休暇の中の自発的な勤務ということだったので、そのときは、特にそのような事例について、決まりは気にしていませんでした。

たしかに、谷地委員がおっしゃるとおり、本格的に在宅勤務、リモートワークが始まると、やはり、適正な勤務時間でそれを管理する上司であったり、どういう形で管理できるのかとは思いますが。今のところ、例えば、フレックスタイムとか、勤務時間をずらしたり、その他もろもろ、リモートワーク等に関する規定自体、特にありません。

ですから、デジタル化が進んで、在宅ワーク、リモートワーク等が本格的にできる時期になりましたら、実際、職員団体とも、色々な協議をしつつ、制度を構築していくということしか、今は、少しお答えはできないんです。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 制度設計とかのやり方を含め、これからいろいろ検討していくことになるのかなとは思いますが、実際にデジタル化というと、急速に進んでいって、今、行政のデジタル化というところも、避けては通れないという点で、近い将来、そのような働き方というところが当たり前になる時代が、多分、来るだろうなということは、予想されますので、そのような観点からは、民間企業のほうは、かなり前から進んでいて、課題等々にも直面して、いろんな方法で、実際にそれを当たり前の働き方としてやっていますので、その点については、要望になりますけれども、実際に運用が始まる前に、民間企業含め、あとほかにも自治体で先行的にやっているところの調査研究というところを進めていただければと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第47号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第5、議案第48号、岬町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第5、議案第48号、岬町教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

岬町教育委員会委員に、奥田香織氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

経歴等につきましては、議案書裏面をご参照ください。

委員の選任に当たっては、委員の保護者枠として公募し、岬町教育委員会委員候補者選考委員会での選考結果を踏まえ、提案させていただいたところです。

また、委員の任期につきましては任命の日から4年でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 提案の経歴を見せていただいたときに、令和5年4月、大阪府立泉南支援学校非常勤講師となっているんですね。それで、現在も、その職にあられるのかなというふうに思うんですけども。教育委員になっていただいた場合に、この非常勤講師のお仕事に差し障りはないのかなっていう、そこがちょっと気になったんですが、お答えいただければと思います。

○竹原伸晃議長 古橋教育長。

○古橋教育長 中原委員さんのご質問にお答えします。

今現在、履歴にありますように。泉南支援学校の非常勤講師という形で務められております。

4月以降につきましては確認はしておりませんが、仮に、このまま職を続けられるということであっても、その教育委員会の活動には影響はないというふうに聞き及んでおります。

○竹原伸晃議長 よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより、議案第48号、岬町教育委員会委員の任命についてを、起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○竹原伸晃議長 日程第6、議員提出議案第1号、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議会議員、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書を、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者、岬町議会議員 谷地泰平

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 松尾 匡、大里武智、瀧見明彦、坂原正勝、中原 晶

早川 良、奥野 学、道工晴久

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書

冤罪は国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜とする我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

そして、このような冤罪被害者を救済するための制度が再審であり、その手続を定めた法律のことを再審法と呼んでいる。

具体的には、刑事訴訟法第4編再審がこれに当たる。

しかし、現行法には再審請求手続の審議の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

いわば、再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審議の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審議の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が、再審段階になって明らかになり、それが冤罪被害者の救済の大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを回避させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保証はない。

そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官が不服を申し立てる事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪、無罪の判断は、再審公判において行うことが予定されており、そこでは警察官にも有罪立証する機会が与えられている。

したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して、検察官の不服申立てを認めるべきではない。

以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように、再審法の規定が少なく、とりわけ審議の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、特に再審格差と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという

問題がある。

そこで、再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、以下の点について再審法を速やかに改正するべきである。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整理

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年3月27日 岬町議会

送付先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対の方の討論はございませんか。

ないようですので、中原議員。

○中原 晶議員 議員提出議案第1号、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書について、全面的に賛同する立場から討論を行いたいと思います。

先ほど、提案者からの説明のとおり、犯してもいない罪で人生を奪われるなど、あってはならないことであり、法における瑕疵ともいえるべき欠陥があると考えられることは明らかであります。

死刑囚とされた袴田 巖さんは、人生の半分以上、実に58年もの長きにわたり拘束され、無実の罪であったにも関わらず、死刑の恐怖に日々苦しめられ続けました。袴田さんだけではありません。滋賀県日野町事件、三重県名張毒ブドウ酒事件、鹿児島大崎事件など、全国には数多くの冤罪事件が残されており、一刻も早い被害者の救済が求められています。

早急に法改正を行うことが求められていることから、本意見書案に全面的に賛同する立場であ

ります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第7、議員提出議案第2号、岬町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議会議員、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 日程第7、議員提出議案第2号、岬町議会委員会条例の一部改正について。

ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、岬町議会委員会条例の一部改正についてを、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員 松尾 匡

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 坂原正勝、瀧見明彦、中原 晶、谷地泰平、大里武智

早川 良、奥野 学、道工晴久

以上であります。

提案理由は、委員会の傍聴に関する内容を見直し、傍聴環境の整備のために本条例に所要の改正を行うものです。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

裏面の条例案をご参照願います。

岬町議会委員会条例、昭和62年岬町条例第13号の一部を次のように改正いたします。

第17条第1項、「委員会は議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を、

「傍聴席の定員は15人とする。」に改める。

第2項、「委員長は、必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができる。」を、「委員会を傍聴する者は、議会事務局で資料を受け取る。傍聴受付は先着順とする。」に改める。

第17条に次の1項を加える。

3、その他の事項については、岬町議会傍聴規則の規定を準用する。なお、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。という改正内容でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 本条例について質疑を行います。

同意サインをしようと思ったんですが、本条例の中で、まず加除についての説明がちょっと不足しているということですね。

それと、最後の2行に、第17条の第1項に、3、その他の事項については、岬町議会の傍聴規則の規定を準用すると。条例本文に他の条例を持ってくるということは、よくあるかと思うんですが、会議規則を持ってくるというのは、いかがなものかと思うところであります。わざわざこれ、また書く必要はあるのかなというところでございます。

本委員会条例の28条には、ちょっとおかしい話なんですが、この委員会条例ですね。岬町委員会条例のこの条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則、これは議会の会議規則に定めるところによるとありますので、わざわざ17条に3項を入れる必要はないともいえるんですが、この辺りを、もう少し精査されたほうがよろしいんじゃないかと。特に、今、急いで可決する必要があるものかどうか、疑問に思いまして、訂正すべきであると考えます。

○竹原伸晃議長 質疑ですね。回答を求めるってことですよね。

それでは、松尾議員。

○松尾 匡議員 谷崎議員のご質問にお答えしたんですけれども、幾つかちょっと分からないところがありまして。

まず、答えられるところとしては、1項を加える部分の、その他の事項については、岬町議会傍聴規則の規定を準用するというのはいかがなものかというふうなご意見だと思うんですけれども、これについては、この条例案について、議会改革特別委員会にて十分検討、そして審議され

たものでありまして、この条例案の文言が妥当ではないかと、問題ないと、私は考えております。

○竹原伸晃議長 谷崎議員。

○谷崎整史議員 条例の文案として、正しくないなというのは、私の意見でございますので、削除
ないし、別の修正をすべきではないかと考えております。

○竹原伸晃議長 修正動議と捉えてよろしいのでしょうか

○谷崎整史議員 はい。

○竹原伸晃議長 それでは谷崎整史君より、修正の動議がありました。

修正動議案について、受付確認を行うため、暫時休憩いたします。休憩中に議運を開催して、
取り扱いを協議させていただこうと思います。よろしくお願いします。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時48分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま議員提出議案第2号、岬町議会委員会条例の一部改正についてを議題としており、そ
の中で、提案理由を説明いただき、その質疑を行うところで止まっておりました。

そして、動議の扱いをどうするかということで、休憩をはさみ、議会運営委員会で審議してい
ただいた結果、動議としては取り扱わず、このまま審議を実行するということが確認されました
ので、質疑から再開をさせていただこうと思います。

他に質疑ございませんでしょうか

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号を、起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

慎重審議ありがとうございました。

これにて、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第1回岬町議会定例会を閉会します。

(午後 2時49分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年3月27日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 瀧 見 明 彦

議 員 大 里 武 智